

# 新型コロナウイルス感染症の拡大により

## お困りの皆さんへ～各種支援のお知らせ～

新型コロナウイルス感染症の拡大により、私たちの生活にさまざまな影響が及んでいます。

市や国、北海道などは、市民の皆さんの生活を支えるため、新たな給付制度や既存支援の拡充などに取り組んでいます。

現在、行われている主な各種支援をお知らせしますので、今後の生活への不安を少しでも和らげるためにご利用ください。

### 特別定額給付金

緊急経済対策の一環として、家計への支援として行われる給付金

**対象** 4月27日(月)時点で住民基本台帳に記録されている方

**給付額** 一人当たり100,000円

**申請手続き** ①か②のいずれか

①送付された申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、郵送または持参（感染症対策のため、可能な限り、郵送手続きをお願いします）

②マイナンバーカードを利用したオンライン申請

**申請期限** 8月12日(水)

※必要書類が足りていない場合や申請書の記載に不備がある場合は、給付が遅れることとなりますので、提出前に確認をお願いします。

※申請書が自宅に届いていない場合は、問い合わせください。

**問い合わせ** 特別定額給付金グループ（☎⑧7185）



### 緊急小口資金・総合支援金（特例貸付）

緊急かつ一時的な生活維持のための生活資金の貸し付け

**対象** 新型コロナウイルス感染症の影響による減収などで、生活費にお困りの方

※貸し付けのため、返済していただく必要があります。

**問い合わせ** 社会福祉協議会生活あんしんサポートセンター（☎⑧7379）



### 市税などの徴収猶予等

市税や国民健康保険税などを納期内に納めることが困難な方は、徴収猶予の特例を受けることができます。

納税が難しい方は、まずご相談ください。

※道税や国税、国民年金保険料などについても、徴収猶予などを受けることができます。

**問い合わせ** 税務グループ（☎⑧1155）、国民健康保険グループ（☎⑧1771）

### 令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金

子育て世帯の生活を支援するための臨時特別給付金

**対象** 令和2年4月分の児童手当受給者

**給付額** 対象児童一人当たり 10,000円

※公務員を除き、申請は不要で、児童手当と同じ口座に振り込みます。（6月予定）

※公務員は、所属庁から配布される申請書に必要事項を記入し、支給対象者であることの証明を受ける必要があります。

**問い合わせ** こども家庭グループ（☎⑧1223）



### 住居確保給付金

住居を失うおそれがある方などへの家賃支援

**対象** 離職や廃業、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う休業などにより収入が減少し、離職などと同程度の状況にある方

**支給上限額** 単身世帯30,000円、2人世帯36,000円、3～5人世帯39,000円

**支給期間** 3ヵ月（最大9ヵ月）

※支給要件など、詳しくは問い合わせください。

**問い合わせ** 生活支援相談室（社会福祉グループ内・☎⑧1911）



### 傷病手当金（国民健康保険・後期高齢者医療制度）

健康保険の被保険者が、病気やけがの療養のため仕事を休んだ（業務災害を除く）場合の所得保障対象（全てに該当する方）

- 1 新型コロナウイルスに感染、または感染が疑われたことで、仕事ができない方
- 2 4日以上、仕事を休んでいる方
- 3 休んだ期間について、給料がもらえない方
- 4 国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入している方

※支給要件など、詳しくは問い合わせください。

※その他の健康保険に加入されている方は、加入されている保険者に問い合わせください。

**問い合わせ** 国民健康保険グループ（☎⑧1771）、年金・長寿医療グループ（☎⑧2137）